

# 緩衝帯等整備事業検査基準

制定 平成30年 3月30日 森-3177

改正 令和 5年 3月31日 森-3389

## 第1 趣旨

安全・安心な森整備事業のうち、緩衝帯等整備事業の検査は、「秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）」に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

## 第2 内容

### 1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

#### (1) 補助金対象経費の算定

##### [定額補助]

##### ア 調査測量経費

定額補助となる森林確認調査費、周囲測量費については、事業実施主体が整備する成果品の作成に係る経費とする。

各々の数量に別に定める標準単価を乗じた額とする。

##### イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、調査経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

##### [実費補助]

##### ア 森林整備、普及啓発経費

森林整備、普及啓発に係る経費は、事業実施主体が実施する内容に係る経費とし、別に定める標準単価を乗じて求めた額を査定経費とする。実際の事業費が査定経費を下回った場合はその実行経費を査定経費とする。

##### イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額あるいは実行経費とする。

##### [諸経費]

##### ア 事務雑費及び指導監督費

事務雑費及び指導監督費は、事業実施主体が補助事業実行のため必要な業務処理費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、定額補助に係る補助金交付額と実費補助に係る補助金交付額の合計に所定の数値を乗じたものとする。

[その他]

ア 数量の単位

森林確認調査、周囲測量及び森林整備に係る面積はヘクタールとし、端数の取り扱いは、単位以下第3位まで算出し、箇所毎にその計において四捨五入して第2位止めとする。

その他にあつては適宜単位を設定し、整数単位止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領第5条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があつた場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし、要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。

(1) 面積の確認

面積は事業実施面積とし、実測又は既往の測定資料により確認する。

2箇所以上の測線又は対角線並びに2箇所以上の方位角及び高低角を実測し、測量野帳と照合、確認する。

周囲測量成果による下限面積の規格は $-0.15\%$ とする。

(2) 森林整備における完成状況の確認

ア 下刈

刈足高について、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

イ 除伐

不要木の除去及び不良木の淘汰が、林内の立木密度の状況、被害の程度、将来の林相への誘導等を考慮し適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

ウ 整理伐

本数検査法により、間伐率（間伐本数／現成立本数）を確認する。

イの任意に設定した標準地にて実施する。

また、集積等を伴う場合はその状況について適正かを確認する。

下限伐採率は設計伐採率の－5%とする。

エ 枝打ち

林内における照度確保のため、下層広葉樹の成長が確保されるよう適切な配慮をもって枝打ちがなされているかどうかを確認する。

あわせて任意で抽出した10m×10mの標準地において次表に基づき実施本数を確認する。

整備面積	標準地数	枝打ち本数及び枝打ち高規格
3 ha 未満	2 箇所以上	枝打ち本数：設計数値以上
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	枝打ち高規格：設計数値以上
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	

(3) 伐採木等の処理

処理場へ搬入し、処理する場合は伝票により数量が適正か確認する。

(4) 普及啓発における看板等施設の確認

完成品における記載内容並びに規格が適正か確認する。

第3 その他

なし

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は令和 5年 4月 1日から施行する。